

ゴム受渡細則

ゴム受渡細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第8項の規定に基づき、ゴム市場の受渡しに関し必要な事項について規定する。

(受渡供用品)

第2条 標準物先物取引（以下「先物取引」という。）における受渡供用品は、国際規格によるリブド スモークド シート3号及び同4号とする。

2 標準品と標準品以外の受渡供用品との格差は、受渡しを行う月の10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の時価を基準として、当社が定める。

(受渡供用品の要件)

第3条 受渡供用品は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 受渡供用品は、業務規程第49条第1項第1号の規定により当社の指定する倉庫（以下「指定倉庫」という。）への庫入れ及び輸入通関が完了（受渡品の決定する日の前日又は早渡しにあっては、その申出のときまでとする。）し、かつ、輸入通関完了の日から1年を経過していないものでなければならない。
- (2) 受渡単位ごとに同一荷口（グレード、契約、船荷証券（コンテナごとに分割されているものを含む。）、シッパー及びパッキングハウスが同一のものをいう。以下同じ。）の梱をもって構成されていること。
- (3) INTの記号並びにマレーシア、シンガポール及びタイ産出のものにあっては、パッキングハウスの記号又は登録番号が梱に表示されていること。
- (4) 梱の表示量目が次のいずれか一種をもって構成されていること。

100キログラム

101.6キログラム

111.11キログラム

112.9キログラム

113キログラム

113.4キログラム

(受渡品の量目の計算)

第4条 受渡品の量目はキログラム位までとし、キログラム未満の端数が生じたときは、その小数点1位を四捨五入し計算する。

(特例受渡しの条件)

第5条 業務規程第49条第2項の規定により特に受渡場所に係る地域を拡大した場合の受

渡しは、次のとおりとする。

- (1) 当社が認めた限月の受渡しに限る。
- (2) 前号の受渡しは当該限月の属する月に静岡県及び愛知県の指定倉庫業者が発行した倉荷証券で行うことができる。
- (3) 前号の倉荷証券であって、受渡供用期限が本条第1号において当社が必要と認めた限月以降に及ぶものは、同号の規定にかかわらず当該受渡供用期限の範囲以内の限月の受渡しに供用することができる。

(受渡方法)

第6条 先物取引の受渡しは、次の方法による。

- (1) 渡方及び受方は、当社が定める受渡明細届出書を作成し、当月限納会日の午後6時までに、これを当社に提出しなければならない。
- (2) 渡方は、受渡しに提供する受渡品について、当社が定める荷渡通知書及び検品指図書を作成し、当月限納会日の翌営業日の午後1時までに、これを当社に差し出さなければならない。この場合において、受渡しに提供する受渡品がリブド スモークド シート4号に該当するものであるときは、適格品である旨の当社の検査証明書を添付しなければならない。
- (3) 第26条の規定により受渡条件調整を希望する渡方、受方は、それぞれ当社が定める荷渡通知書及び荷受通知書を作成し、当月限納会日の翌営業日の正午までに、これを当社に差し出さなければならない。なお、当社は、荷渡通知書及び荷受通知書を受理した後、遅滞なく取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）に対し通知するものとする。
- (4) 両建玉を有する取引参加者は、当該両建玉の受渡しの渡方及び受方となるものとする。
- (5) 当社は、第26条及び第27条の規定により受渡先が決定した受渡品以外の受渡品について、両建玉の受渡しに係るものを除いた部分の受方が2名以上あるときは、次に掲げる方法により割当て又は抽せんを行い、それぞれの受方が引き取るべき受渡品を決定する。この場合の割当て又は抽せんは、第1号の荷渡通知書及び検品指図書を当社が受理した後当社の指示する時刻に当該受渡しに係る受方（代理人を含む。）が行うものとし、受方が当社の指示する時刻までに出頭しないときは、当社の社員が代行する。
 - イ 受渡しに提供された受渡品のうち第21条第2項第1号に規定する格落品は、これを希望する受方に優先して割当てることができる。
 - ロ 受渡しに提供された受渡品のうち、標準品以外の受渡供用品については、これを受方の引取数量に按分して割当て（受渡単位未満は、受渡しの単位に調整する。）、各割当数量につき受方が引き取るべき受渡品を決定する。
 - ハ 受渡しに提供された標準品の供用期限が、翌月の当月限納会日の前日までに満了

する荷口については、これを受方の引取数量に按分して割当て（受渡単位未満は、受渡しの単位に調整する。）、各割当数量につき受方が引き取るべき受渡品を決定する。

ニ イ、ロ及びハの規定により割当てをした受渡品以外の受渡品については、抽せん
の順位を決める抽せんを行い、その順位に従って抽せんを行い、受方が引き取るべき受渡品を順次決定する。

(6) 当社は、受方の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る受方及び渡方に通知する。この場合において、受方に対しては、当該受渡品の検品指図書を交付する。

(7) 当社は、受渡日の前営業日の正午までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。

(8) 受方は、業務規程第50条に定める受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。

(9) 渡方は、その受渡日の前営業日午後1時までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

(10) 受渡場所に係る地域のうち、当社が必要と認めた地域の指定倉庫における受渡しについては、当社が定める運賃及び保険料を渡方より徴収し、受方に交付することができる。

この場合の運賃及び保険料は、各限月につき当該限月の受渡日の属する月の前月末日までに定める。

(11) 第8号、第9号の場合において、業務規程第54条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書」と読み替えるものとする。

（受渡品提供後の滅失損傷）

第7条 渡方が受渡しのため倉荷証券を当社に差し出した後、当社がこれを受方に交付するまでに、受渡当事者の責めに帰することができない原因によってその目的物の全部又は一部が滅失又は損傷したときは、その損失は、渡方の負担とする。

2 前項の場合において、渡方は、遅滞なく、その旨当社に届け出て、その申出の日の翌営業日から5営業日以内に、その滅失又は損傷したものの代品の倉荷証券を差し出して受渡しを履行しなければならない。

3 渡方は、代品の全部又は一部を提供することができないときは、第2項の規定にかかわらず、当社の承認を得てその部分の受渡しを拒むことができる。この場合においては、当社は、受渡しが終了したものとみなし、当社に差し出した受渡代金のうち、その滅失又は損傷したもののうち、代品の提供がなかった部分の金額を受方に返還する。

4 第2項又は前項の場合においては、受方は、その受渡しを拒むことができない。

(早受渡し)

- 第8条** 早受渡しにおいて相手方を求めようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について当社が定める荷渡通知書、検品指図書、最終受渡期日を記載した書面及びリブド スモークド シート4号に該当するものを受渡しに提供する場合にあっては適格品である旨の当社の検査証明書をもって、受方は、引受銘柄、引受数量、最終受渡期日並びに受渡品につき指定する事項があるときはその旨を記載した書面をもって、当月1日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当月限納会日から起算して3営業日前に当たる日の午後2時30分までに、それぞれ当社に申し出なければならない。この場合において、早受渡し申出日の翌営業日を最終受渡期日にしようとするときは、当該申出日の正午までに申し出なければならない。
- 2 当社は、早受渡しの申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定による書面の内容を取引参加者に対し通知してその相手方を求める。
 - 3 早受渡しの申出を行った取引参加者は、その申出数量に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくはその申出の内容を変更することができない。ただし、第5項の規定による所定の期限までに応諾の申出がなかった部分については、この限りでない。
 - 4 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する取引参加者が早受渡しの申出に対し、その全部又は一部につき応諾しようとするときは、渡方は、受渡しに提供する受渡品について当社が定める荷渡通知書、検品指図書及びリブド スモークド シート4号に該当するものを受渡しに提供する場合にあっては適格品である旨の当社の検査証明書をもって、受方は、引受銘柄及び引受数量を記載した書面をもって、それぞれ当社に申し出なければならない。
 - 5 前項の規定による応諾の申出は、早受渡しの申出を行った取引参加者の指定する最終受渡期日の直前営業日までの毎営業日午後2時30分までとし、当社は、その申出の日の順序に従って順次当事者を決定し、その申出が競合するときは、第6条第5号の規定に準じ、その日に抽せんを行い、受渡品の渡方又は受方を決定する。
 - 6 早受渡しの申出又はその応諾の申出を行った取引参加者は、申出数量の全部に満たない故をもって早受渡しを拒むことができない。
 - 7 早受渡しの受渡値段は、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限の帳入値段とし、その建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外する。
 - 8 第2条第2項の規定により当月限の格差を決定する前に早受渡し決定したものの格差は、その前月限に適用した格差を準用するものとする。
 - 9 早受渡しの受方は、早受渡しの受渡品について、第19条に規定する検品又は検量の請求及び第21条に規定する故障の申立てをすることができない。
 - 10 早受渡しの日時は、受渡品の渡方及び受方が決定した日の翌営業日正午限りとする。
 - 11 当社は、早受渡し決定したときは、遅滞なく、取引参加者に対し通知する。
 - 12 当社は、受渡日の前営業日までに、当該受渡しに係る受方及び渡方に対し、受渡代金

等を通知する。

- 13 早受渡しの受方は、受渡日時までに受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに当社から倉荷証券の引渡しを受ける。
- 14 早受渡しの渡方は、受渡日時までに受渡しに提供する受渡品の倉荷証券を当社に差し出し、これと引換えに受渡代金等の支払いを受ける。
- 15 前2項の場合において、業務規程第54条第1項ただし書きに該当する場合は、「倉荷証券」とあるのは「荷渡指図書」と読み替えるものとする。

(合意早受渡し)

- 第9条** 先物取引の当月限の建玉を有する取引参加者は、当月限納会日の直前営業日以前に、渡方と受方の合意による受渡し（以下「合意早受渡し」という。）を行うことができる。ただし、当月限の建玉を有する他の取引参加者から異議の申立てがあった数量については、この限りでない。
- 2 合意早受渡しを行おうとする取引参加者は、当該合意早受渡しの受渡日の直前営業日の正午までに、渡方及び受方が連署した合意早受渡申出書及び前条第1項に規定する書類を当社に提出しなければならない。
 - 3 当月限の建玉を有する他の取引参加者が、前項の合意早受渡しに関する異議の申立てをしようとするときは、当該合意早受渡しの受渡日の直前営業日の午後2時30分までに、異議の申立理由書及び前条第1項の規定による書類を当社に提出しなければならない。この場合において、当社は、当該異議の申立てに理由があると認めたときは、当該合意早受渡しの申出に係る数量から当該異議の申立てに係る数量を控除したものについて、合意早受渡しを行わせるものとする。
 - 4 当社は、前項の規定により合意早受渡しの申出に係る数量から控除された数量については、当該合意早受渡しの申出者又は当該合意早受渡しに関する異議の申立者から前条の規定による早受渡しの申出又は応諾の申出があったものとみなし、同条の規定により処理する。
 - 5 前条第2項、第3項及び第6項から第15項までの規定は、合意早受渡しについて準用する。

(両建早受渡し)

- 第10条** 先物取引の当月限の両建玉を有する取引参加者は、当月限納会日の直前営業日以前に、その両建玉による受渡し（以下「両建早受渡し」という。）を行うことができる。
- 2 第8条第2項、第3項及び第7項から第15項まで並びに前条第2項の規定は、両建早受渡しについて準用する。

(倉荷証券)

- 第11条** 業務規程第54条第1項に規定する倉荷証券又は荷渡指図書は、次の事項を記載し

たものであって、譲渡に必要なすべての要件を備えたものであり、かつ、同一銘柄につき受渡単位ごとに作成したものでなければならない。ただし、倉荷証券の取扱いの特例等に関する要領に基づき受渡しを行う場合は、受渡単位の整数倍に相当する数量ごとに作成することができる。

- (1) 銘柄等
- (2) 数量
- (3) 積出地
- (4) 外国からの積来船名、輸入港、入港日及び輸入通関日。なお、営業倉庫から陸送等した場合にあっては、その旨。
- (5) 定量目又は乱量目の表示、正乱梱の区別及び損傷の有無
- (6) 火災保険の契約先及びその附保金額

(表示量目の増減の許容限度)

第12条 受渡しにおいて、受渡品の表示量目が約定量目と異なる場合であって、約定量目の100分の2.1の範囲内において次に掲げる梱の表示量目の区分ごとの受渡単位当り量目である場合は、受方は、これを引き取り、表示量目により決済しなければならない。

梱の表示量目	受渡単位当りの量目
100キログラム	5,000キログラム (50梱)
101.6キログラム	5,080キログラム (50梱)
111.11キログラム	5,000キログラム (45梱)
112.9キログラム	5,080.5キログラム (45梱)
113キログラム	5,085キログラム (45梱)
113.4キログラム	5,103キログラム (45梱)

(受渡量目の目減の許容限度)

第13条 受渡しにおいて、受渡品の量目と表示量目との差が、表示量目の100分の0.5の減量(以下「目減限度」という。)以内に止まるときは、受方は、これを引き取り、表示量目により決済しなければならない。

(受方の検品及び検量)

第14条 第6条の規定により受渡品の決定した受方は、次の各号に掲げる場合を除き、受渡しを行うまでに渡方が提供した受渡品について検品及び検量を行うものとする。ただし、受渡しの決定した日の翌営業日の午後5時を超えることができない。

- (1) 受方が受渡品の決定した日の翌営業日の午前10時までに第19条の規定による検品又は検量を請求する場合
 - (2) 第19条の規定による検査証明書が受渡品に添付されている場合
- 2 前項の規定により検品及び検量を行う場合の費用は、受方の負担とする。

(受渡品の開梱)

第15条 第6条の規定により受渡しを行う場合、又は第8条の規定により早受渡しの申出若しくはその応諾の申出を行う場合は、渡方は、受渡しに提供する受渡品について、当該荷口ごとに、第20条第1項第1号に規定する梱数を開梱するものとする。この場合の開梱費は、渡方の負担とする。

2 前項の規定は、受渡品の決定する前に検品を請求する場合に準用する。

(検査日)

第16条 第19条第1項に規定する検査日は、次に掲げるとおりとする。ただし、検品にあつては、取引参加者から請求があつた場合は、第1号に規定する検査日以外の日に、臨時に検品を行うことができる。

(1) 品質に係る検査日

毎月10日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）、当月限納会日の直前営業日及び当月限納会日の翌々営業日から月末最終営業日まで

(2) 量目に係る検査日

当社が適当と認める日

2 前項第1号に規定する当月限納会日の翌々営業日以降の検査日については、当社は、取引参加者からの請求又は故障の申立てに基づき、当該検査日のうち当社が適当と認める日を定めるものとする。

(東京都23区、神奈川県横浜市及び川崎市以外の指定倉庫における受渡し)

第17条 第6条の規定による受渡し及び第8条の規定による早受渡しにおいて東京都23区、神奈川県横浜市及び川崎市以外の指定倉庫を受渡場所としてリブド スモークド シート3号に該当するものを受渡しに提供する場合にあつては、渡方は、当該受渡品について、当社が定める荷渡通知書及び検品指図書に、受渡しに供用できる旨の当社の検査証明書を添付し当社に提出しなければならない。ただし、当社が認めた場合は、この限りでない。

(受渡品の決定前の検査請求等)

第18条 取引参加者は、受渡品の決定する前に、指定倉庫への庫入れが完了した受渡品について検品又は検量を請求しようとするときは、当社の定める検査請求書を作成し、当該受渡品につき指定倉庫業者が発行した試貫表を添付して、検査日から起算して5営業日前（検査を請求する受渡品が東京都23区、神奈川県横浜市及び川崎市以外の指定倉庫に在荷する場合にあつては、8営業日前）に当たる日までに、これを当社に提出しなければならない。ただし、試貫表の添付については、当社の認める期日までこれを猶予することができる。

2 前項の規定による試貫表は、次の各号に定める梱数につき梱ごとに計量した量目を記

載したものでなければならない。

(1) 検査荷口が受渡単位当たり24枚までのとき

10梱(当該10梱の平均量目が第13条に規定する目減限度を超えるときは、20梱)

(2) 検査荷口が受渡単位当たり24枚を超えるときは、受渡単位当たり24枚を増すごとに

10梱増し(当該梱の平均量目が第13条に規定する目減限度を超えるときは、当該梱の倍数)

3 渡方は、第6条の規定による受渡し及び第8条の規定による早受渡しを行う場合において有効な当社の検査証明書が発行されていない受渡品を提供しようとするときは、当社が定める荷渡通知書及び検品指図書に前2項に規定する試貫表を添付しなければならない。

(当社の検品及び検量)

第19条 当社は、当社における受渡品について、取引参加者から検品又は検量の請求があった場合、又は受渡品の故障の処理のため必要がある場合は、第16条の規定による検査日にその受渡品の検品又は検量を行い、検査証明書を発行する。この場合において必要があると認めるときは、適当と認める第三者に委嘱して、検品又は検量を行わせることができる。

2 前項の検査証明書は、発行日から6月後に当たる日の属する月の末日まで有効とする。ただし、当社の検品又は検量を受けた後、当該受渡品の保管場所が変更された場合、又は当該受渡品が損傷された場合は、この限りでない。

3 渡方は、受渡しに提供する受渡品について、前2項の規定による有効な検査証明書がある場合には、第6条及び第8条から第10条までの規定により作成する荷渡通知書に、その検査証明書を添付しなければならない。

4 当社は、第1項の規定により検品又は検量を行った受渡品であって、その検査証明書の有効なものについては、検品又は検量を行わない。

5 当社は、取引参加者の請求により検品又は検量を行ったときは、当該取引参加者(受方の請求により行った検品については、渡方)から、次に定める検品又は検量手数料及び所要の実費を徴収する。ただし、当月限納会日前であって第16条第1項に規定する検査日に検品又は検量を行った場合においては、次に掲げる金額の半額、第16条第1項ただし書の規定により臨時に検品又は検量を行った場合においては、次に掲げる金額の1.5倍とする。

(1) 検品手数料(消費税別)

イ 新規検品の場合

検査荷口が受渡単位当たり24枚までのとき 18,000円

検査荷口が受渡単位当たり24枚を超えるときは、

受渡単位当たり12枚を増すごとに 4,000円増し

ロ 再検品の場合

検査荷口 1 件当たり	10,000円
(2) 検量手数料 (消費税別)	
検査荷口 1 件当たり	10,000円

(検品及び検量の方法)

第20条 第14条及び前条の規定による検品及び検量の方法は、検査荷口ごとに、第14条の場合には当事者が、前条の場合には受渡・品質委員が当事者立会の下に、次に掲げる梱数を摘出し、その摘出した梱につき、検品については、国際規格を基準としてその品質を判定し、検量については、指定倉庫業者が備え付ける計量器によりその量目を算出するものとする。

(1) 検品の場合

検査荷口が受渡単位当たり24枚までのとき 10梱

検査荷口が受渡単位当たり24枚を超えるときは、

受渡単位当たり24枚を増すごとに 10梱増し

ただし、受渡単位当たり24枚を増すごとに、それぞれ別々にハイ付しなければならない。

(2) 検量の場合

検査荷口ごとにその100分の10に相当する梱数以内で当事者が合意した梱数

2 当事者又は受渡・品質委員が前項の規定により摘出した梱について異議のある場合は、更に当事者又は受渡・品質委員の希望する梱数を摘出するものとする。この場合の費用区分については、前条第5項及び第21条第6項の規定を準用する。

3 検品の目的をもって見本を採取するときは、前2項の規定により摘出した梱ごとに、各0.4キログラムを超えない範囲内において採取するものとする。

(故障荷口の処理)

第21条 受方は、第14条の規定による検品又は検量の結果、受渡品を故障荷口と認めるときは、その受渡品の決定した日の翌営業日の午後5時までに、当社の定める様式による書面をもって、当社及び渡方に対し故障の申立てをすることができる。ただし、当社が検品又は検量を行った受渡品であって、その検査証明書が有効なものについては、この限りでない。

2 当社は、前項の規定による故障の申立てを受けたときは、第19条の規定による検品又は検量を行い、その結果故障がないと認めるときは当該申立てを却下し、故障があると認めるときは次に掲げる方法によって処理する。

(1) 故障が外装に係るものであり、その程度が甚しくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるもの（以下「格落品」という。）であるときは、当社が決定する値段に受渡数量を乗じて得た金額を値引きさせて、受渡しを終了させる。

(2) 故障が品質又は外装に係るものであり、その程度が甚しく、受渡しに適しないと認

めるときは、その決定した日の翌営業日から5営業日以内に、渡方をして、代品を提供させて受渡しを結了させる。この場合において、渡方は、代品の提供について、当社が定める荷渡通知書及び適格品（リブド スモークド シート3号に該当するものにあつては、格落品を含む。）である旨の当社の検査証明書を当社に差し出してしなければならない。

- (3) 前号の規定による代品の提供をしないとき、又は代品を提供しても故障の程度が甚しく、受渡しに適しないと認めるときは、最初からその提供がなかったものとみなす。
 - (4) 受渡品の量目が第13条に規定する目減限度を超えるときは、渡方に対し、その全目減量について受渡値段により算出した金額（第1号の規定による値引金額があるときは、当該値引金額を加えた金額）を値引きさせて、受渡しを結了させる。
- 3 当社は、第19条の規定により検品又は検量（故障の処理のためにする場合を除く。）を行った結果、故障があると決定した受渡品の受渡しについては、前項各号の規定により処理する。
- 4 当社は、第2項第2号の規定により渡方に代品を提供させて受渡しを結了させる場合において、代品の提供がその月の最終営業日を超えたときは、その超えた1日につき、受渡値段の1,000分の3に受渡数量を乗じて得た金額に相当する延滞金を渡方から徴収し、これを受方に交付する。
- 5 当社は、第2項又は前項の規定により故障の処理を決定したときは、遅滞なく、当事者に通知するものとする。この場合において、当事者は、その決定に従わなければならない。
- 6 第2項の規定による故障の処理のため当社の検品又は検量に要した費用は、次に定める区分に従い徴収する。
- (1) 検品の場合 渡方
 - (2) 検量の場合
 - イ 故障がないと認め申立てを却下したときは、受方
 - ロ 故障があると認め第2項第4号に掲げる処理をしたときは、渡方
- 7 第23条の規定による決済繰延べのため受渡しの結了が業務規程第55条に規定する期を超えるときは、その超えた期の保管料及び保険料は、渡方の負担とする。ただし、業務規程第82条の規定に該当するときは、この限りでない。

（故障申立等の取下げ）

第22条 受方は、前条第1項の規定による故障の申立てを行った後に当事者間でその取下げに合意したときは、当該検査日の直前営業日までにその旨を書面をもって当社に申し出て、これを取り下げることができる。この場合において、第20条の規定による開梱が行われたときは、その費用は、受方の負担とする。

- 2 取引参加者は、第19条第1項の規定による検品又は検量の請求について、当該検査日の直前営業日までに書面をもって当社に申し出て、これを取り下げることができる。

(受渡しの決済繰延べ)

第23条 当社は、第19条の規定による検品又は検量を行うため、又は第21条第2項若しくは第3項の規定による故障の処理を行うため、その引取日時までに決済を結了させることができないと認める受渡しについては、受方から受渡代金を、渡方から倉荷証券又は荷渡指図書を、当該引取日時までに当社に供託させ、第6条第8号及び第9号の規定にかかわらず、その受渡しが可能となるまで決済を繰り延べる。

(異物混入荷口製造業者の忌避)

第24条 当社は、受渡品の梱内部に鉄片その他の異物が混入し事故が発生したときは、事実関係を調査し必要があると認めるときは、当該荷口のシッパー又はパッキングハウスについて、事故防止の改善措置が実施されたと認めるまでの間、その製造に係る荷口の受渡提供を禁止することができる。

(申告受渡)

第25条 業務規程第57条において規定する申告受渡は、当月限の前月限納会日の翌営業日から当月限納会日の前々営業日の午後2時30分までに、当社が定める申請書により申出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、申告受渡に関し必要な事項は、ゴム申告受渡実施要領をもって定める。

(受渡条件調整)

第26条 業務規程第58条のゴム受渡細則に定める期間とは、第6条第3号において規定する荷渡通知書及び荷受通知書の内容を当社が取引参加者に対し通知したときから、同条第5号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午後2時までの間とする。

2 前項に定めるもののほか、受渡条件調整に関し必要な事項は、ゴム受渡条件調整実施要領をもって定める。

(ADP)

第27条 業務規程第58条の2の受渡細則に定める期間内とは、当月限納会日の日中立会終了時から、第6条第5号の規定に基づき、受渡品の受渡先が決定する日の午後2時までの間とする。

(受渡しに係る手続きの方法)

第28条 第6条、第8条、第9条、第10条、第18条、第19条、第25条、第26条及び第27条に規定する手続きは、原則として、当社が設置する電子計算機等を利用したシステム(以下「受渡システム」という。)により行うものとし、その方法は受渡システム実施要領をもって定める。この場合において、受渡システムにより渡方受方双方が行う承認をもつ

て、第9条第2項、ゴム申告受渡実施要領、ゴム受渡条件調整実施要領及びADP実施細則に定める連署と取扱うものとする。

(改廃)

第29条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第1条(目的)、第3条(受渡供用品の要件)、第5条(特例受渡しの条件)、第6条(受渡方法)、第8条(早受渡し)、第9条(合意早受渡し)、第11条(倉荷証券)及び第21条(故障荷口の処理)の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第6条(受渡方法)第2号の変更規定は、業務規程第87条(取引の態様による取引参加者の種類)の変更が効力を生ずる日(平成21年10月8日)に施行する。

附則

第12条(表示量目の増減の許容限度)、第18条(受渡品の決定前の検査請求等)から第20条(検品及び検量の方法)の変更規定は、業務規程の変更規定の経済産業大臣認可の日(平成22年8月9日)から施行し、平成23年3月限以降の限月から適用する。

附則

第4条(受渡品の量目の計算)、第11条(倉荷証券)の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第6条(受渡方法)、第8条(早受渡し)、第9条(合意早受渡し)、第10条(両建早受渡し)、第11条(倉荷証券)、第16条(検査日)、第19条(当社の検品及び検量)及び第21条(故障荷口の処理)の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第1条 第25条(受渡しに係る手続きの方法)の新設規定並びに第6条(受渡方法)及び第25条(改廃)の変更規定は、平成28年3月22日に施行する。

第2条 第25条の新設規定の適用について、平成28年6月限までの受渡しについては、なお従前の例によることができる。

附則

第1条 第6条（受渡方法）の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第6条（受渡方法）、第8条（早受渡し）、第9条（合意早受渡し）、第10条（両建早受渡し）及び第16条（検査日）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第25条（ADP）の新設規定並びに第6条（受渡方法）、第25条（受渡に係る手続きの方法）及び第26条（改廃）の変更規定は、平成29年3月3日に施行し、平成29年3月限以降の限月から適用する。

附則

第25条（申告受渡）及び第26条（受渡条件調整）の新設規定並びに第6条（受渡方法）、第8条（早受渡し）、第23条（受渡しの決済繰延べ）、第25条（ADP）、第26条（受渡に係る手続きの方法）及び第27条（改廃）の変更規定は、平成30年1月1日に施行する。